

「公的研究費による調達に関する大妻女子大学の基本方針」

1 コンプライアンス

大妻女子大学は、不正な取引を排し、社会規範、法令、学内規則等を遵守した調達を実現します。

◎ 取り組み姿勢（目的と背景）

大妻女子大学は、社会の一員であることを自覚し、社会規範や法令を遵守し、教育・研究機関としての責務を果たします。

本学は、社会の模範となることを目指し、社会規範や法令及び学内規則を遵守することにより不正・不当な取引を排除し、健全な取引を通じて社会的正義の実現を推進します。

◎ 取引先様に守っていただく事項

- 1 取引にあたり、本学教職員との癒着などの不適正な誤解が生じることのないようご協力をお願いいたします。
- 2 取引にあたり、調達の仕様を充分ご確認のうえ、納品等をお願いいたします。
なお、納品等の際、本学の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。
- 3 次の行為は、不正経理とみなしますのでご注意ください。
 - ① 預り金（本学教職員からの預け金の依頼の承諾）
 - ② 支払期日の不明確な取引
 - ③ 取引事実と異なる書類の提出

◎ 関連する法令等

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

<https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

公的研究費による調達に関する大妻女子大学の基本方針

公的研究費による物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領

2 取引先選定の公平性

調達の手相手方については、透明性及び公平性を確保した競争を原則とし、競争によることができない場合には、本学の規則等に基づき厳格に調達の手相手方を選定します。

◎ 取り組み姿勢（目的と背景）

本学は、広く契約に関する提案を受け付け、特定の者を利することなく取引先を選定するために透明性のある競争によることを原則としています。また、競争によることができない場合にも、本学のルールに基づくものとし、恣意的な選定は行いません。

◎ 取引先様に守っていただく事項

本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先が有利になるような仕様書の作成はしないこととしています。

◎ 関連する規則等

公的研究費による調達に関する大妻女子大学の基本方針

公的研究費による物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領

3 説明責任

大妻女子大学は、調達に関する情報の説明責任を果たします。

◎ 取り組み姿勢（目的と背景）

本学は、調達に関する情報を公開し、社会一般からの疑義等に対して真摯に受止め、適切な説明責任を果たします。

◎ 取引先様に守っていただく事項

取引内容について、本学が問い合わせを行った場合には速やかなご対応をお願いいたします。

◎ 関連する規則等

公的研究費による調達に関する大妻女子大学の基本方針

4 パートナーシップ

大妻女子大学は、調達の手相手方と対等の立場で取引を行うとともに、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

◎ 取り組み姿勢（目的と背景）

大妻女子大学の教育・研究・診療は、様々な取引先から調達する物品やサービスにより支えられています。

そのため、取引先とのパートナーシップなくして、本学の運営の効率化や社会貢献は実現できません。本学は、取引先との相互理解に基づく信頼醸成に努め、対等・健全な関係を構築します。

◎ 取引先様に守っていただく事項

皆様は、大妻女子大学と対等の立場であり、パートナーでもあります。

本学教職員が物品等に関する情報提供を依頼した場合にはご協力いただくとともに、不当な要求をされた場合には必要に応じ本学総務センターにご通報願います。

5 経費節減

大妻女子大学は、調達の効率化などにより経費の節減を図ります。

◎ 取り組み姿勢（目的と背景）

大妻女子大学の運営は、主に学生が納付する授業料及び国民の税金を原資とする公費等から賄われていることから、限りある経営資源の有効活用が強く求められます。また、経営資源の適正な執行により、教育・研究の進展に寄与します。

本学は、計画的な執行を行い、競争等の実施により適正な調達と共に安価な調達に努めます。また、調達手続きの効率化を進め、経費の削減を推進します。

◎ 取引先様に守っていただく事項

大妻女子大学の調達案件においては、高品質かつ安価な調達ができるよう、ご協力をお願いいたします。本学が、調達効率化のための施策を講じたときはご協力をお願いいたします。

「公的研究費による調達に関する大妻女子大学の基本方針」について

1 調達方針及びガイドラインの目的

大妻女子大学の運営は、主に学生が納付する授業料及び国民の税金を原資とする公費等から成り立っています。このことから、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとることが求められており、不正な取引を排し、社会規範、法令、学内規則等を遵守した調達を実現するため「調達に関する大妻女子大学の基本方針」を策定いたしました。本方針は、「コンプライアンス」「取引先選定の公平性」「説明責任」「パートナーシップ」「経費節減」に関し、本学が取り組むべき姿勢を明らかにすることを目的としています。

この実現のため、本学教職員の意識向上に努めますので、取引先の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 大妻女子大学の検収体制について

科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金の執行については、研究支援室および総務・財務グループにて検収を行っております。また、その他の公的研究費の執行については経理グループおよび総務・財務グループで検収を行っております。

教員に納品する際には、事前に、研究支援室または経理グループ、総務・財務グループでの検収を受けてください。また、納品書等には納品日を必ず記載し、物品と一緒に納品書をお渡しくださるようお願いいたします。

3 罰則について

本学においては「公的研究費による物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領」を定めており取引の相手方が行った不正・不適切行為の内容等に応じ取引停止等の措置を講じることとしております。

4 誓約書について

本学では、この調達目的を徹底するために、調達方針等を遵守していただけることを前提に取引を行うこととしております。

本学との取引を行おうとする場合には、「公的研究費による調達に関する大妻女子大学の基本方針」を理解し、不正・不適切な取引を行わない旨を記した誓約書の提出をお願いいたします。

誓約書は、年間取引額が30万円以上且つ複数回の取引となる場合にご提出いただきます。誓約書につきましては、経理グループに様式がありますのでご連絡ください。

提出先

〒102-8357 東京都千代田区三番町12 大妻学院 財務センター経理グループ

電話 03-5275-6056 E-Mail keirig@ml.otsuma.ac.jp

(封書又はご持参でのご提出をお願いいたします。)

5 相談・通報について

法令違反行為はもとより、預け金、納品書等の日付の改ざん、事実と異なる納品・請求などの不正経理は、社会的に容認できるものではなく、排除されるべきものであることは言うまでもありません。

これらの行為を防止するためには、本学教職員に対し「研究費は大学の使命を果たすために社会から負託されたものであり、その使用について説明責任がある」ことの自覚を促すことが一番肝要であり、周知徹底をしておりますが、取引先の皆様におかれましては、これらの依頼があった場合は、本学 総務センター部長へご相談ください。

総務センター部長

電話 03-5275-6020

E-Mail koueki@ml.otsuma.ac.jp

6 競争等への参加のお願い

本学の契約の相手方決定方法は、競争によることを原則としております。競争に参加して下さるようお願いいたします。

見積り合せ（一取引100万円以上）

別表

措置要件	取引停止期間		
	開始日	最短期間	最長期間
(虚偽記載) 1 見積書等の資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	認定日	1 ヶ月	6 ヶ月
(粗雑な役務提供) 2 業務の履行にあたり、粗雑な履行をしたと認められる場合。	認定日	1 ヶ月	6 ヶ月
(公費等の不正使用) 3 公費等の不正使用に関与した場合。	認定日	1 ヶ月	6 ヶ月
(独占禁止法違反行為) 4 業者が、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適切であると求められるとき。	当該認定をした日	2 ヶ月	9 ヶ月